

ワンストップ特例を申請される皆様へ

お申し込みいただいた、寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例）の申請書を送付いたしますので、必要書類を添えて返信ください（翌年1月10日必着）。

今後も神崎市へご支援いただきますようお願いいたします。

必要書類

提出書類 1 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（同封の申請書）

提出書類 2 下記の①【1種類】 ②【2種類】 ③【2種類】の中からひとつ。

① マイナンバーカードの写し（両面）

② ・番号通知カードの写し もしくは マイナンバー付きの住民票
・運転免許証の写し もしくは パスポートの写し(写真付のページ)

③ ・番号通知カードの写し もしくは マイナンバー付きの住民票
・健康保険証及び年金手帳などの公的書類の写しを2種類以上
※③のその他の書類として、「運転経歴証明書」「各障がい者手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」などがあります。

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、上記特例が適用されませんのでご注意ください。詳しくは別添の〈ワンストップ特例を申請する皆様へ〉をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

神崎市役所 政策推進室 ふるさと納税担当
担当：本告・塩塚・杉谷
電話：0952-37-0121 F A X 0952-52-1120
メール：furusato@city.kanzaki.lg.jp

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
 - ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
 - ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない
- ※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに〇〇市役所に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



神崎市役所 政策推進室 ふるさと納税担当
担当：本告・塩塚・杉谷
電話：0952-37-0121 F A X 0952-52-1120
メール：furusato@city.kanzaki.lg.jp